

諸外国の非営利法人制度

	独	仏	英(イングランド・ウェールズ)	米(カリフォルニア)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>非経済社団は民法に基づき準則で設立、法人法制上、公益性を認定する仕組みはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出非営利社団は設立届出及び非営利社団に法人格を与える旨の官報による公示により設立。</li> <li>一定の要件を満たす届出非営利社団は、申請により公益性承認非営利社団となることが可能。</li> <li>公益性の取得の有無により、権利能力等に差。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な非営利法人法はなく、法人格の有無によらず、第三者機関により公益性があると判断されればチャリティとして登録。</li> <li>法人格のあるチャリティ団体は会社法上の保証有限会社の形態を利用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカにおける非営利法人には統一的な連邦法が存在せず、各州の州法において規定。</li> <li>カリフォルニアにおいては、非営利法人として、非営利公益法人、非営利共益法人、非営利宗教法人等の類型が規定。</li> </ul>
・公益性を認定する仕組み(判断主体・基準等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税庁が団体の定款のみを審査して公益性等の基準への適合を判断する。基準は租税通則に定められており、その内容は団体の目的が公益・慈善・教会支援のいずれかであること、非営利性(団体の財産が定款の目的以外に使用されず、構成員が利益配当を受けないこと等)・排他性(優遇税制の適用を認められた定款目的のみを遂行すること)・直接性(公益目的を当該団体が自ら遂行すること)等となっている。課税庁は定期的に優遇措置を受ける団体の公益性等を審査する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益性の認定は、以下の手続に従って行われる。 届出非営利社団が内務省に申請 内務省は書類を審査し、届出非営利社団の活動に関わりがある他の省に意見を求める 書類を CONSEIL データ(注2)が審査・答申 CONSEIL データの答申が肯定的なものであるなら、非営利社団の公益性を認めるデクレ(命令)に、内務大臣、首相の署名 デクレを抜粋した官報が公示。</li> <li>公益性の定義が法律に形式化されていないため、裁量は大きい。公益性を評価するために、いくつかの基準につき検討される。一般的な利益を追求すること、構成員の個人的利益を追求してはならないこと、非営利目的であること、全国的なものではないとしても、地域を超えた活動であること、重要性がある活動を行うこと、200人以上の構成員があること、3年以上の継続した種の実績があることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャリティ委員会(政府から独立の第三者機関)への登録制(運用の厳格化により実質認定制)</li> <li>公益性の基準については法文化されておらず、判例主義で判断。</li> <li>団体の目的が非営利であること、目的に従って事業を行う能力を有していること、理事の経歴等を審査。</li> <li>法人格は特許必要なし(信託、人格なき社団も登録可能)</li> <li>チャリティ登録されたものは登録番号が与えられ、チャリティ法に基づくチャリティとしての地位が得られる</li> <li>チャリティ委員会と内国歳入庁(課税当局)が別個に事後審査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本定款(Articles of incorporation)に法人の目的、名称、住所、法人の代表者の氏名等を記入し、州務省法人課に提出することにより、承認。準則により設立。</li> <li>「活動目的が「公益」又は「慈善」目的であること」、「私利私欲のために設立されたものではないこと」、「政治活動を行わないこと」等の明記により非営利公益法人として承認。</li> </ul>
・主な課税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>非経済社団は原則課税だが、税法上公益性等一定の要件を満たすと課税庁が判断した団体(法人格の有無は問わない)については税制上の優遇(法人税原則非課税、寄附金控除)あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出非営利社団は、公益性の有無にかかわらず、原則非課税(但し、営利活動を行う場合は課税)。課税庁が税法上公益性等一定の要件を満たすと判断した届出非営利社団については、税制上の優遇(寄附金控除)あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録チャリティについては、税制優遇(法人税原則非課税、寄附金控除)あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非営利法人は原則課税だが、内国歳入庁が課税上の一定の基準を満たすものについては、税制上の優遇(法人税原則非課税、一部寄附金控除)あり。</li> </ul>
・根拠法	<ul style="list-style-type: none"> <li>非経済社団：民法</li> <li>公益性認定：租税通則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非営利社団法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人格：会社法(保証有限会社)</li> <li>公益性認定：チャリティ法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリフォルニア法人法(CALIFORNIA CORPORATIONS CODE)</li> </ul>

諸外国の非営利法人制度

	独	仏	英(イングランド・ウェールズ)	米(カリフォルニア)
主な法人の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>非経済団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出非営利団体</li> <li>公益性承認非営利団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証有限会社(団体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非営利公益法人、非営利共益法人、非営利宗教法人等</li> </ul>
法人格の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>準則主義(地区裁判所に書類を提出し団体登録簿に登録)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準則主義(団体は契約のみで結成されるが、法的能力を有する届出非営利団体となるためには県庁又は郡庁への設立届出及び官報への公示が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社法に基づき準則で取得可。但し、法人格はチャリティ登録のために必須ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準則主義(州務省法人課に書類を提出し、承認をうけることにより取得)</li> </ul>
監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法上、一般的な運営規則や監督規定はない。ただし、公共の利益に反する等一定の場合等に行政の関与あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法上、届出非営利団体に対する一般的な監督規定はない(ただし、定款変更の際修正の届出の義務あり)。なお、非営利団体は、目的が不正であり、法律や良俗に反し、又は領土の一体性若しくは政府の共和主義的形態を損なう場合には、無効であり、いかなる効力も有しない。裁判所が無効となった団体の法的解散を宣告する。</li> <li>公益性承認非営利団体は、年1度の県庁に対する会計報告、法人の理事等の変更の通知、不動産売買に対する申告等の義務あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャリティ法上、登録チャリティに対する包括的裁量的な「指導監督」規定はない。但し、チャリティの管理に問題があるなど一定の場合には、理事の排除命令などチャリティ委員会により必要な措置がとられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非営利公益法人は根拠法上、司法長官による監督の規定有。</li> <li>非営利共益法人は、公益信託の受託者として資産を保有している場合以外は、根拠法上、司法長官の監督なし。</li> </ul>
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>3人以上の社員が必要(設立要件は7人以上) 理事会は必置。</li> <li>理事報酬の制限及び利害関係人の理事就任制限に関する規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出非営利団体は2名以上の社員が必要。団体責任者や管理部門の担当者の記載が届出の際に必要。</li> <li>公益性承認非営利団体は、公益性認定の申請の際に200名以上の社員が必要。理事会のメンバーリストは定期的に記載され、監督当局(内務省・県庁)に伝達される。</li> <li>非営利性から理事は原則無報酬。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員1人でも設立可(3人以上を推奨)。</li> <li>理事(trustee)の責任大</li> <li>理事は原則無報酬</li> <li>非関連公益事業は原則不可。</li> <li>理事の欠格事由を法定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款により社員を置かないことも可。</li> <li>非営利公益法人、非営利共益法人ともに理事は1人以上。理事会は必置。</li> <li>非営利公益法人は、理事の49%以上を利害関係人で占めてはならない規定。</li> <li>非営利公益法人は根拠法上理事が不当に高い報酬を受けている場合、社員等が返還請求の裁判を起こす権利を持つ。</li> </ul>
ディスクロージャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体登録簿の一部は地区裁判所で閲覧可能。登録簿はインターネットで公開。設立時に官報に掲載。ただし、活動報告を公開する義務はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出非営利団体は、官報掲載後は官報出版局で団体の情報の閲覧が可能。また、県庁でも団体にに関する資料、定款を提供。</li> <li>公益性承認非営利団体は、デクレが官報に掲載。県庁で定款と理事等のリストは閲覧可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録チャリティについては、チャリティ委員会において、団体住所、目的、年間の収支会計等が閲覧可能。ネットで公表。また、事後審査の結果を印刷物として公表するとともに、ネットで公表。</li> <li>登録チャリティはチャリティ委員会に対し最新の情報を提供する義務を負う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非営利公益法人は、州務省法人課に提出された基本定款(Articles of incorporation)及び司法長官室慈善信託課に提出された財務報告書が、各法人及び提出を受けた機関において閲覧可能。</li> <li>非営利共益法人は、基本定款(Articles of incorporation)が法人において閲覧可能。</li> </ul>
解帯時の残余財産の帰属	<ul style="list-style-type: none"> <li>残余財産の帰属は定款で定める。定款には社員総会等の決議により帰属者を決定する旨定めることができる。帰属者の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款又は総会の決議事項に従い処分。類似目的の他の団体への譲渡は可能だが、会員間の分配は認められず(会員の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャリティ法上、委員会の承認なく財産の譲渡等は禁止。</li> <li>債務の清算が行われた後、類似目的のチャリ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非営利公益法人は、基本定款(Articles of incorporation)で定める類似の目的の団体に財産を譲渡。社員への分配は不可。</li> </ul>

諸外国の非営利法人制度

	独	仏	英(イングランド・ウェールズ)	米(カリフォルニア)
	定めがない場合で、社団が専ら社員の利益を目的とする者であるときは社員に平等に帰属、その他の社団では州庫に帰属	出資の取り戻しは可)。公益性承認(非営利社団の場合、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、解散の決定が承認され、公益性認定を行ったデクレが廃止され、他の主体への財の移行が認められる。	ティに譲渡。	<ul style="list-style-type: none"> <li>非営利公益法人については、基本定款(Articles of incorporation)に残余財産の帰属先を規定。一定の条件の下で社員への分配可。</li> </ul>

(注1) 斜体文字部分は、公益性を判断する仕組みが法人制度とは別に設けられている場合についての記述であることを示す。

(注2) 裁判権限と行政権限を併せ持つ行政系統の最高裁判所。